

## ○汚水排出量の減量認定について（概要）

### 1 汚水排出量の認定について

汚水排出量については、大阪市下水道条例施行規則第 12 条により「上水又は工業用水を使用するときは、その使用水量を汚水排出量とみなす。」と規定されおり、以下「ただし、水の使用状況等によりこれにより難い特別の理由があると認めるときは、使用者の申請により、市長がこれを認定する。」とのただし書きがあります。

このただし書きの規定による汚水排出量の認定を減量認定制度として行っております。

### 2 認定要件

本市が、減量認定を行う要件は、次のいずれかに該当する場合です。

- (1) 公共下水道に流入する排水口の全てに汚水排水の流量計を設置するとともに、一か月あたりの減量水量が総使用水量の 20% 以上である場合（下水道に排水される水量を特定）
- (2) 公共下水道に流入する複数の排出口のうち、同一の給水・排水系路のそれぞれに流量計を設置する（ただし、一つの流量計で他の系路の流量も把握できる場合は、その流量計によることができる。）とともに、一か月あたりの減量水量が総使用水量の 20% 以上である場合（給水量と排水量の差引により、減量水量を特定）

※ 総使用水量とは・・・上水、工業用水、井河水その他の使用水を合算した水量をいう

※ 減量水量とは・・・総使用水量のうち蒸発及び地中浸透等により公共下水道へ排除されない水量をいう

（対象事業例）

#### ①建物等における場合（継続的なもの）

冷却塔（ビル等のクーリングタワー、冷凍倉庫業）による蒸発や製品含有（食品製造業、生コン製造業等）による含有水等

#### ② 工事現場における場合（一時的なもの）

- ・建設工事等による山留め・杭工事に水を使用し、使用した水が地中に浸透及び産廃により下水道へ排除されない場合
- ・解体工事等の散水に水を使用し、使用した水が地中浸透及び蒸発により下水道へ排除されない場合



## 5 認定後における汚水排出量の認定方法

減量認定の適用の承諾を受けた方は、毎月、設置していただいた流量計の指示数を報告していただくこととなります。

本市は、報告いただいた水量を基に、減量水量が総使用水量に対して 20%以上あるかを確認し、下水道使用料を請求します。なお、減量水量が総使用水量に対して 20%未満の場合、及び、水量の報告がない場合は、当該月分の減量認定は行いません。

(認定方法イメージ・例)

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ・総使用水量            | 100 m <sup>3</sup> |
| ・減量水量             | 30 m <sup>3</sup>  |
| ・減量率 (減量水量/総使用水量) | 30 %               |

※請求水量は、認定要件 (20%) を満たしたので、 $100 \text{ m}^3 - 30 \text{ m}^3 = 70 \text{ m}^3$ となります。

なお、減量率が 20%に満たない場合は、当該月分の減量認定は行わないので、請求水量は、100 m<sup>3</sup>となります。

## 6 その他

- ・ 減量認定の適用期間は、承諾日から 5 年以内です。ただし、羽根車式流量計を排水流量計として設置する場合は、3 年となります。
- ・ 適用期間以前に遡及しての減量認定は行いません。
- ・ 適用期間が満了し、引き続き認定を希望する場合は、更新手続きが必要となります。

## 7 本市担当窓口

大阪市建設局 総務部経理課 (下水道使用料担当)

〒559-0034

大阪市住之江区 南港北 2-1-10 ATC ITM棟 6階

TEL : 06-6615-7545 FAX : 06-6615-7575